



令和 5 年 6 月 / 日
午前 午後 8 時 34 分 受領

No. 1

議長	事務局長	係

令和 5 年 6 月 1 日

愛南町議会議長 佐々木 史仁 殿

愛南町議会議員 池田 栄次

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問の要旨	答弁を求める者
<p>1. 小中学校の不登校の児童生徒の支援について。</p> <p>全国の小中学校で、不登校の児童生徒が急増し、小・中・高等学校の不登校の児童生徒数が約30万人となる中、文部科学省は、令和5年3月31日に、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくとの「COCOLOプラン」を発表しました。</p> <p>本町の不登校児童生徒は、小学生4名、中学生6名とのことです。そこで、本町の不登校の児童生徒への支援について今後の取組みについて伺います。</p> <p>(1) 不登校の子どもを支援していくうえで、その保護者を支援していくことは重要であり、不登校の子どもの「保護者の会」は、非常に重要な役割を果たしています。しかし、現状では、行政からの支援がなく「保護者の会」の設置は、地域によって状況が様々です。そこで、公明党は「保護者会の設置」と「保護者会にスクールカウンセラーを派遣し、コーディネーターの役割を担う」ことを提言しました。それを受けて、今回の「COCOLOプラン(2-03)」では「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して保護者を支援する」と明記されました。そこで、本町においても、教育委員会が、不登校の子どもの保護者であれば誰でも自由に参加できる「保護者の会」を設置し、そこに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを</p>	教育長

コーディネーター役として派遣し、不登校の子どもの保護者を支援していくことが必要だと考えますが、「COCOLOプラン」を受けての、今後の本町での取組みについて伺います。

- (2) 不登校の児童生徒は、一人一人の状況が大きく異なるため、丁寧な指導を行う必要があると考えます。そのため、多様な学びの場の確保や、指導体制を整備することが必要です。そこで、公明党は、教室に行きづらくなった児童生徒が学校内で落ち着いて学習できる環境（スペシャルサポートルーム等）の設置を提言、さらに、不登校の児童生徒が、自宅にいても学習を進めることができるように1人1台端末を活用し、授業を自宅等に配信してのオンライン指導の充実等を要望してきました。それを受けて、今回の「COCOLOプラン（1-02、1-03、1-05）」では、校内教育支援センター、（スペシャルサポートルーム等）の設置促進と共に、学校での授業を自宅やスペシャルサポートルーム等、教育支援センターに配信し、オンライン指導やテキスト等も受けられるようにすると明記されました。そこで、教室に行きづらくなった児童生徒が、学校内で落ち着いて学習できる環境、「スペシャルサポートルーム」等を、本町のすべての小中学校に設置すると共に、学校の授業をオンライン配信し、オンライン指導できる体制を確立することが必要だと考えますが、その現状と、今後の取組みについて伺います。
- (3) 自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センター等、不登校の生徒の“多様な学びの場”が拡大している中で、公明党は、不登校の生徒の高校進学を支援するため、多様な学びの場での“学習の成果”について、生徒の状況を踏まえつつ、一定の条件の下で成績評価を行うことを努力義務化することを提言しました。それを受けて、今回の「COCOLOプラン（1-02、1-03、1-05）」では、自宅やスペシャルサポートルーム等、また教育支援センターでの“学び”

の結果が成績に反映されるようにすると明記されました。自宅やスペシャルサポートルーム、教育支援センター等での“学び”を確実に学校での成績に反映させることが重要であると考えます。本町の中学校における、現在の状況と今後の取組みについて伺います。

2. 熱中症対策の推進について。

気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、昨年までの5年間の平均は1295人でその8割以上を高年齢者が占めています。近年では自然災害による死亡者数をはるかに上回っています。死者数を2030年までに半減させる目標を掲げて熱中症対策で関係府省が今後5年間で取り組む実行計画が5月30日に閣議決定されました。愛媛県は、平成29年から令和3年までの5年平均の人口10万人当たりの死亡者数が1.20人で4.7都道府県中第7位となっています。今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、熱中症による被害が更に拡大するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、今後起こりうる極端な高温も見据えて、熱中症の発生の予防を強化するための取組みを一層強化することが必要と考えます。そこで、本町の熱中症対策の取組みについて伺います。

- (1) 熱中症は適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防止することができます。熱中症対応マニュアル等の作成やWBGT（暑さ指数）の認知度向上や行動変容に繋がる情報発信を行う等、熱中症から地域住民の生命を守る取組みが必要と考えますが見解を伺います。
- (2) 熱中症を予防するためには、脱水と体温の上昇を抑えることが基本であると言われています。熱中症弱者である高齢者や障がい者の方々に、熱中症予防のための行動を意識して頂くことも重要と考えます。高齢者や障がい者の熱中症を予防するためには、介護、福祉や地域保健部門の関係者が一体となって、対策を的確に進める必要があると考えます。そこで、高齢者や障がい者の方々への効果的な熱中症予防を進める

町長

教育長

ために、介護・福祉や地域保健部門の関係者と連携し、どのような取組みを進めているか伺います。

- (3) 熱中症による救急搬送者における発生場所の7割が室内となっています。屋内での死者の約9割がエアコンを使っていなかったり所有していなかったりでした。いざ高温になった時、エアコンが動かないとか、フィルターが汚れていて部屋が冷えないとかのエアコントラブルが、命に及ぶ危険性もあります。電気料金の高騰する中で高齢者や低所得者の方々がエアコンの利用を控えることも少なくないと考えます。熱中症予防のためには、外出が難しい高齢者世帯等のエアコンの点検や整備の推進、脱炭素化の観点も組み入れたエアコンのクリーニングなどの普及促進等の積極的な勧奨や躊躇なくエアコンを活用できる環境の整備と低所得者等に対する適切な支援が必要と考えます。見解を伺います。
- (4) 災害級の極端な高温時に備え、高齢者や障がい者を避難誘導する方法を検討する必要があると考えます。見解を伺います。
- (5) 学校における、子どもの熱中症を防ぐための取組みも、大変重要と考えます。本町の小中学校の空調設備の設置の取組み、空調設備を活用するための電気代の手当は十分なのか、子どもたちの通学時の熱中症予防対策の取組み、熱中症警戒情報が発令された場合の対応について伺います。

3. 愛南町地球温暖化対策実行計画について。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づいて平成18年に策定され平成24年と平成29年にそれぞれ改訂され令和4年4月に第4次計画が策定された「愛南町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」について伺います。

- (1) 政府実行計画に準じた措置について、①再エネ設備等の導入への取組み状況について、②ZEB（ゼブ）の各種承認の取得状況について、③一般公用車での取組みについて、④公共施設において再エネ由来電力メニューによる電力調達の取

町長

<p>組みについて伺います。</p> <p>(2) 実施状況の点検を行っているか伺います。</p> <p>4. 災害時の町道等の応急復旧における農家、農業法人、漁業者等が所有するミニバックホウ、トラクターショベル、フォークリフト等の重機及び、その運転資格を有する地域住民の活用について。</p> <p>地域防災計画では、道路施設の復旧について一般社団法人愛媛県建設業協会の協力を得て、緊急輸送にあてる道路を優先して、被害状況に応じた、効果的な道路啓開、応急復旧を行うとされています。大災害において被災箇所が広範囲、多数にわたる場合は、限られた人員、資機材のなかで、国道、県道、主要町道の復旧が優先的に行われます。近年の土木事業量の減少による土木事業者の廃業や所有資機材の減少、人手不足により、その他の生活道路の復旧までには多大な時間を要することが予想されます。生活道路の復旧の遅れは、自宅の土砂等障害物の除去や片付け等の生活再建への準備に支障をきたします。町内にはミニバックホウ、トラクターショベル、フォークリフト等の重機を所有する農家、農業法人、漁業者等がおられます。復旧作業に提供して頂ける重機と、その運転資格を有し協力して頂ける地域住民の実態調査を行い、その情報を防災マップ等に表示して地区の自主防災組織等と共有、連携して、早期の復旧に協力して頂く取組みが必要であると考えます。見解を伺います。</p>	町長
--	----